

県産材緊急供給対策事業実施要領

第1 趣 旨

県産材緊急供給対策事業の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による県産材需要の増加に対応するため、効率的な供給体制づくりに取り組む製材工場等への県産木材の供給を進める事業体を支援する。

第3 事業実施主体

素材生産事業体、又は素材生産事業体の組織する団体（以下「素材生産事業体等」という。）であり、県産材の安定的な供給体制につながる関係構築に向けた地域協議会（以下「地域協議会」という。）に参加する者。

第4 実施基準

事業の実施基準は、別表1のとおりとする。

第5 事業計画の認定申請

事業実施主体は、事業計画申請書（別記様式第1号）を地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。

第6 事業計画の認定

知事は、第5の申請があったときは、当該申請に係る書類審査等を行い、相当と認めるときは、事業計画の認定を行うものとする。

第7 事業計画の変更

当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合は、事前に第5の規定に準じて変更事業計画を申請し、知事の認定を受けるものとする。

なお、著しい変更とは事業費の増及び30%を超える減に該当する場合とする。

第8 事業の実施

1 事業計画に基づく実施

事業は、第6の規定により認定された事業計画に基づき、事業実施主体が所要の経路を経て実施するものとする。

2 事業完了報告

事業が完了したときは、別記様式第2号により地域振興局長等に提出するものとする。

3 検査

地域振興局長等は、上記2の提出があったときは、事業の履行を検査するものとする。なお、検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月新潟県告示第1591号）

及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和 53 年 10 月 13 日付け林第 1310 号）に基づき行うものとする。

第9 指導推進体制

- 1 県は、事業の実施について、事業実施主体の指導・支援に当たるものとする。
- 2 事業実施主体は、第2の事業目的の達成に努め、本事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

第10 事務取扱い等

1 事務取扱い及び事務処理方法

- (1) 事業の事務は、農林水産部林政課及び地域振興局が行うものとする。

地域振興局においては、農林振興部、農林水産振興部及び津川地区振興事務所が新潟県行政組織規則第10条の規定に基づきその所管又は相当する区域の事務を行うものとする。

- (2) 事業実施に当たり、事業実施主体が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表2によるものとする。

2 審査

地域振興局長等は、申請に係る事業計画認定等の審査を行うものとする。

審査に当たっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。

なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

第11 助成

県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。

附則

この要領は、令和3年10月20日から適用する。

別表 1 実施基準

実施基準（採択要件）	支援対象	補助金額
<p>以下の要件を全て満たす素材生産事業者等であること。</p> <p>1 前年度（※）よりも間伐による製材用県産木材等の出荷量を増加させること。</p> <p>2 県内製材工場等と県産材の安定供給を目的とした協定等を締結していること。</p> <p>3 地域協議会を通じて協定を締結した素材生産事業者等であること。</p>	製材用木材を供給するための間伐材の生産経費の一部	定額 870 円／m ³

※ 前年度が平年と比べて著しく異なる場合は、過去 3 か年の平均値と比較することも可とする。

別表 2 事業実施主体等が提出する書類の種類、提出先等

提出する書類	様式	提出先（部数）
事業計画（変更）申請	別記様式第 1 号	知事（1 部） （地域振興局等経由）
事業完了報告	別記様式第 2 号	地域振興局等（1 部）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体の長

県産材緊急供給対策事業計画の認定（変更認定）申請について

令和3年度県産材緊急供給対策事業を下記のとおり実施したいので、事業実施要領第5（第7）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

（変更）事業計画書（別紙）

別紙

(変更) 事業計画書 (事業実績書)

事業実施主体名

地域協議会名

1 製材用素材拡大における課題、事業の基本方針
(現状、解決すべき課題等)

(供給対象工場、原木等の安定供給を図る方法、手法)

供給対象工場	原木等の安定供給を図る方法、手法(流通等)
(例)〇〇工場	

2 個別指標について
(個別指標と目標達成の考え方)

指標	指標等	現状値			目標値			備考 (指標に応じた、増加量と増加率や特記事項を記載)
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
参考	間伐による製材用 県産木材等 供給量 (年間)		m ³			m ³		
	素材生産量 (年間)		m ³			m ³		
	製材用県産木材 供給量(年間)		m ³			m ³		
	製材用素材の割合		%			%		

- (注) 1 個別指標は、事業実施主体単位で作成する。
2 現状値は、原則としてR2年度とし、目標値はR3年度とする。
3 製材用素材の割合は、年間の素材生産量に占める製材用素材の割合を記載する。

3 間伐計画箇所及び予定補助金額
(計画箇所・量)



実施 市町村	実施 地区	面積 (ha)	搬出材積 (m ³)		
			うち製材用	供給対象 工場名	供給量 (m ³)
合計					
供給対象工場ごとの製材用素材供給量					
補助金額(千円) 単価:870円/m ³					

- (注) 1 補助金額は、千円未満切捨てとする。
2 変更事業計画書の場合は、上段:変更前、下段:変更後として記載する。

4 供給体制の構築について

(協定が複数ある時は、それぞれ整理票を作成すること。)

協定内容整理票

素材生産業事業者等			
(事業実施主体名)			
			
県内製材工場等		供給量(m ³)	
供給対象工場名			
			
県内工務店等	名称	備考(用途・量等)	
		用途(規格等)	使用量(m ³)

※ 協定書を添付すること。

別記様式第 2 号

県産材緊急供給対策事業完了報告書

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

事業実施主体の長

県産材緊急供給対策事業が下記のとおり完了したので、報告します。

記

事業内容	
完了年月日	
事業費	事業当初計画 千 円
	事業変更計画 千 円

添付書類

事業実績書（別記様式第 1 号別紙） 等